

区分	頁・行	現行	改定	備考																																																																														
第1編 土木編 表3 共通仮設費率の補正	要領 14	<p style="text-align: center;">表3 共通仮設費率の補正</p> <p>施工箇所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 イ) 下表の適用条件に該当する場合、「表2 工種別共通仮設費率表」の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">地域補正</th> <th rowspan="2">適用条件</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分 対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.5 1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.3 2</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台目以上の車道において規制を行う場合。ただし常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3 3</td> </tr> <tr> <td>全ての工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2 4</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2 5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3 6</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> </tbody> </table> <p>※はコンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない</p> <p>1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先率に従い決定するものとする。</p> <p>ロ) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数 なお、Krの繰上処理後に補正係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	適用条件		地域補正	適用条件	施工地域区分	工種区分 対象	大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.5 1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.3 2	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台目以上の車道において規制を行う場合。ただし常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3 3	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2 4	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2 5	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3 6	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	<p style="text-align: center;">表3 共通仮設費率の補正</p> <p>施工箇所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 イ) 下表の適用条件に該当する場合、「表2 工種別共通仮設費率表」の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">地域補正</th> <th rowspan="2">適用条件</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分 対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大都市(2)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.5 1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.3 2</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台目以上の車道において規制を行う場合。ただし常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3 3</td> </tr> <tr> <td>全ての工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2 4</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2 5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3 6</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>全ての工種</td> <td>適用係数1~6以外の地域(但し部、施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)</td> <td>補正無し 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※はコンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない</p> <p>1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先率に従い決定するものとする。</p> <p>ロ) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数 なお、Krの繰上処理後に補正係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	適用条件		地域補正	適用条件	施工地域区分	工種区分 対象	大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.5 1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.3 2	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台目以上の車道において規制を行う場合。ただし常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3 3	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2 4	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2 5	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3 6	上記以外の地域	全ての工種	適用係数1~6以外の地域(但し部、施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)	補正無し 1	
適用条件		地域補正	適用条件																																																																															
施工地域区分	工種区分 対象																																																																																	
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.5 1																																																																															
	舗装工事																																																																																	
	電線共同溝工事																																																																																	
	道路維持工事																																																																																	
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.3 2																																																																															
	電線共同溝工事																																																																																	
	道路維持工事																																																																																	
	舗装工事																																																																																	
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台目以上の車道において規制を行う場合。ただし常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3 3																																																																															
	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2 4																																																																															
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2 5																																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3 6																																																																															
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~																																																																															
適用条件		地域補正	適用条件																																																																															
施工地域区分	工種区分 対象																																																																																	
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.5 1																																																																															
	舗装工事																																																																																	
	電線共同溝工事																																																																																	
	道路維持工事																																																																																	
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.3 2																																																																															
	電線共同溝工事																																																																																	
	道路維持工事																																																																																	
	舗装工事																																																																																	
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台目以上の車道において規制を行う場合。ただし常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3 3																																																																															
	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2 4																																																																															
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2 5																																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3 6																																																																															
上記以外の地域	全ての工種	適用係数1~6以外の地域(但し部、施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)	補正無し 1																																																																															

区分	頁・行	誤	正	備考																																																																																																		
第1編 土木編  表7 現場管理費の補正 （施工地域区分による補正係数）	要領 19	<p style="text-align: center;">表 7 現場管理費率の補正（施工地域区分による補正係数）</p> <p>施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 下表の適用条件に該当する場合、「表 4 工種別現場管理費率標準値表」の値に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大都市(2)</td> <td>橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市の市街地帯が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)</td> <td>橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市以外の市街地帯が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)</td> <td rowspan="2">全ての工種(※)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(2)</td> <td rowspan="2">全ての工種(※)</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)分以外で、市街地帯が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における神地勤労手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(山間僻地の判定基準による)</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。          なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2) 適用条件の複数が該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>ロ) 現場管理費(率分)の計算          現場管理費(率分)＝対象額(Np)×現場管理費率(Jq)×施工地域を考慮した補正係数          なお、Jqの繰上処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市(2)	橋架設工事	札幌市の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.2	1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地(DID補正)(1)	橋架設工事	札幌市以外の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	2	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)分以外で、市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における神地勤労手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(山間僻地の判定基準による)	1.0	6	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	<p style="text-align: center;">表 7 現場管理費率の補正（施工地域区分による補正係数）</p> <p>施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 下表の適用条件に該当する場合、「表 4 工種別現場管理費率標準値表」の値に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大都市(2)</td> <td>橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市の市街地帯が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.2</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)</td> <td>橋架設工事</td> <td rowspan="4">札幌市以外の市街地帯が施工箇所に含まれる場合</td> <td rowspan="4">1.1</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)</td> <td rowspan="2">全ての工種(※)</td> <td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り(2)</td> <td rowspan="2">全ての工種(※)</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)分以外で、市街地帯が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における神地勤労手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(山間僻地の判定基準による)</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>全ての工種</td> <td>適用優先1～6以外の地域(※)で、施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合。</td> <td>補正係数なし</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。          なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2) 適用条件の複数が該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>ロ) 現場管理費(率分)の計算          現場管理費(率分)＝対象額(Np)×現場管理費率(Jq)×施工地域を考慮した補正係数          なお、Jqの繰上処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	大都市(2)	橋架設工事	札幌市の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.2	1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地(DID補正)(1)	橋架設工事	札幌市以外の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	2	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)分以外で、市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における神地勤労手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(山間僻地の判定基準による)	1.0	6	上記以外の地域	全ての工種	適用優先1～6以外の地域(※)で、施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合。	補正係数なし	1	
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																		
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																				
大都市(2)	橋架設工事	札幌市の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.2	1																																																																																																		
	舗装工事																																																																																																					
	電線共同溝工事																																																																																																					
	道路維持工事																																																																																																					
市街地(DID補正)(1)	橋架設工事	札幌市以外の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	2																																																																																																		
	電線共同溝工事																																																																																																					
	道路維持工事																																																																																																					
	舗装工事																																																																																																					
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																		
					一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																													
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)分以外で、市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	5																																																																																																		
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における神地勤労手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(山間僻地の判定基準による)	1.0	6																																																																																																		
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~																																																																																																		
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																		
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																				
大都市(2)	橋架設工事	札幌市の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.2	1																																																																																																		
	舗装工事																																																																																																					
	電線共同溝工事																																																																																																					
	道路維持工事																																																																																																					
市街地(DID補正)(1)	橋架設工事	札幌市以外の市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	2																																																																																																		
	電線共同溝工事																																																																																																					
	道路維持工事																																																																																																					
	舗装工事																																																																																																					
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上の上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																																																		
					一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4																																																																																													
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)分以外で、市街地帯が施工箇所に含まれる場合	1.1	5																																																																																																		
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における神地勤労手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合(山間僻地の判定基準による)	1.0	6																																																																																																		
上記以外の地域	全ての工種	適用優先1～6以外の地域(※)で、施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合。	補正係数なし	1																																																																																																		

表 3 共通仮設費率の補正

施工箇所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算				
イ) 下表の適用条件に該当する場合、「表 2 工種別共通仮設費率表」の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。				
適用条件			地域 補正	適用 条件
施工地域区分	工種区分	対 象		
大都市 (2)	鋼橋架設工事	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.5	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地 (DID補正) (1)	鋼橋架設工事	札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.3	2
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
橋梁保全工事				
一般交通影響 有り (1)	全ての工種 (※)	車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台日以上の車道において規制を行う場合。ただし常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響 有り (2)	全ての工種 (※)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地 及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	6
上記以外の地域	全ての工種	適用優先1～6以外の地域 (地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合)	補正 無し	7

※はコンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない

1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (D I D地区) 及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/k m²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先準に従い決定するものとする。

ロ) 共通仮設費 (率分) の計算
 共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (K r) × 施工地域を考慮した補正係数
 なお、K rの端数処理後に補正係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 7 現場管理費率の補正（施工地域区分による補正係数）

施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 下表の適用条件に該当する場合、「表 4 工種別現場管理費率標準値表」の値に補正係数を乗じるものとする。

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市（2）	鋼橋架設工事	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1. 2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地（DID補正）（1）	鋼橋架設工事	札幌市以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合	1. 1	2
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1. 1	3
一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1. 1	4
市街地（DID補正）（2）	市街地（DID補正）（1）以外（※）	市街地（DID補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合	1. 1	5
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（山間僻地の判定基準による）	1. 0	6
上記以外の地域	全ての工種	適用優先1～6以外の地域（地方部 施工箇所が一般交通等の影響を受けない場合）	補正無し	7

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4, 0 0 0人/k m²以上で、その全体が5, 0 0 0人以上となっている地域をいう。

2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

ロ) 現場管理費（率分）の計算

現場管理費（率分）＝対象額（N_p）×現場管理費率（J_o）×施工地域を考慮した補正係数

なお、J_oの端数処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。